

2026 年 10 月 1 日

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

当社では、2026 年 10 月 1 日施行の改正男女雇用機会均等法に基づき、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。当社は、求職者、当社が実施する採用活動に参加する方、インターンシップ参加者、実習を受ける方（以下「求職者等」といいます。）の人格と尊厳を尊重し、安心して求職活動等を行うことができる環境を確保します。求職活動等には、採用面接、会社説明会、当社従業員への訪問、インターンシップ、各種実習ならびにオンラインおよび SNS を介した活動を含みます。

1. 基本方針

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切容認しません。求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、当社の役員または従業員による、求職者等の意に反する性的な言動により、求職者等の求職活動その他職業の選択に資する活動が阻害されることをいいます。これには、同性に対する言動も含まれ、相手方の性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず適用されます。

当社は、採用活動等において、性的な冗談やからかい、性的な内容に関する質問や情報の拡散、不要な身体接触、性的な関係の要求、執拗な私的な誘いなどの性的な言動を、対面、オンライン、SNS 等の手段を問わず禁止します。これらの行為が確認された場合、就業規則その他の社内規程に基づき、懲戒その他の必要な措置を厳正かつ適正に行います。

2. 採用活動等におけるルール

当社の従業員は、採用活動等において、次の事項を徹底します。

1. 従業員は、会社の依頼又は指示なく、求職者等と面談、OBOG 訪問その他採用活動等に関する接触を行ってはならない。求職者等と接する採用活動等は、会社が指定する場所、時間、実施体制又はオンライン環境で実施するものとし、求職者等から従業員に対し直接依頼又は連絡があった場合は、個別に対応せず、速やかに会社へ報告し、会社の指示に従うものとする。
2. 求職者等との連絡には、会社が指定する手段を使用し、私用の SNS、個人のメールアドレスその他会社が指定していない手段は使用しない。
3. 業務上必要のない個人的な連絡先の交換、私的な面会若しくは接触、飲食への誘いその他採用活動等の目的を逸脱する行為は行わない。

3. 相談・事案発生時の対応

当社は、求職者等からの相談を受け付け、相談内容に応じて迅速かつ適切に対応します。ハラスメントの判断がつかない場合でも相談できます。当社は、相談の申出があった場合、関係者からの事情聴取その他必要な方法により事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認されたときは、被害者の保護および求職活動等への影響を回復するために必要な配慮を行うとともに、行為者に対して就業規則その他の社内規程に基づく懲戒その他の適正な措置を講じ、さらに、方針の再周知、研修その他必要な再発防止措置を講じます。

4. プライバシーの保護および不利益取扱いの禁止

当社は、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分に配慮のうえ、公平に対応し、相談したことを理由とした不利益な取扱いを行いません。ハラスメントの疑いがある行為を見聞きした場合は、速やかに相談窓口へ連絡してください。

【相談窓口】

以下、リンク先から相談内容をご入力下さい。

[求職者等セクシュアルハラスメント相談窓口](#)

以上